

建設工事から生ずる産業廃棄物の処理に関する特記仕様書

(適用)

第1条 今治市の発注工事により発生した建設廃棄物の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号)に基づく他、「建設廃棄物処理指針」(平成13年6月1日付け環境省環廃産第276号)及び「建設副産物適正処理推進要綱」(平成14年5月30日付け国土交通事務次官通達)に準拠し、適正な処理に努めなければならない。

(施工)

第2条 処理計画書

請負者は、工事の施工により産業廃棄物が発生した場合、産業廃棄物処理計画書(別添様式)を提出し、監督員の承諾を得た後、処理しなければならない。

また、計画に変動が生じた場合も同様とする。

2 請負者は、産業廃棄物処理計画書提出時に、下記事項についても提出しなければならない。

(1) 産業廃棄物処理委託契約書(写)

(2) 処理業者の許可証(写)

(3) 積換・保管施設、中間処理施設、最終処分場等までの運搬経路地図

3 請負者は、産業廃棄物の処理を適正に行い、産業廃棄物処分状況の分かる写真等(搬出車両、積載状況、処分先への搬入状況等)の施工管理資料を整理しなければならない。

4 請負者は、工事施工後、第2条第3項の施工管理資料のほか、産業廃棄物処理計画書に実績を記入した産業廃棄物処理実施書を提出しなければならない。

(マニフェスト)

第3条 請負者は、産業廃棄物処理の委託に際して、廃棄物の種類ごとにマニフェストまたは電子マニフェストを使用し、委託した産業廃棄物が適正に処理されたかどうか確認しなければならない。また、マニフェストの交付に際しては、廃棄物処理責任者が廃棄物の種類、数量、単位、発行日等の必要事項を記載しなければならない。

2 請負者は、工事施工中においては、第2条第3項の施工管理資料とともに、マニフェスト使用の場合は返送されたマニフェストの写し、電子マニフェストの場合は情報処理センターからの通知の画面印刷を、監督員の求めに応じ提示しなければならない。

3 請負者は、産業廃棄物が適正に処理されたことを確認したうえで、工事施工後、マニフェスト使用の場合はE票の写し、電子マニフェスト使用の場合は情報処理センターからの最終処分通知の画面印刷を監督員まで提出しなければならない。

ただし、工期内に最終処分が完了することが困難な場合で、発注者が認める場合においては、D票の写しまたは処分通知の画面印刷を提出するものとし、最終処分終了後、確認出来次第、速やかにE票または最終処分通知の画面印刷を、工事の完了に関係なく提出するものとする。

産業廃棄物処理計画書（実施書）

平成 年 月 日作成
平成 年 月 日修正

1. 工事概要

工事番号、工事名称	工事場所	工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日
発注者名	設計者名	作業所長	廃棄物処理責任者
工事概要	工事契約業者名	工事施工業者名	
基礎工事等の方法	基礎工事等契約業者名	基礎工事等施工業者名	

2. 処理計画(1).....発生と処理

産業廃棄物の種類	現場内利用		現場内保管の有無	搬出量(t)	搬出時期	再生利用		中間処理		最終処分	再生利用個別指定の申請等手続の有無	処理形態の別
	発生量(t)	利用量(t)				利用用途	利用用途	中間処理量(t)	処理方法			
			有・無								有・無	自己・委託
			有・無								有・無	自己・委託
			有・無								有・無	自己・委託
			有・無								有・無	自己・委託
			有・無								有・無	自己・委託
			有・無								有・無	自己・委託
			有・無								有・無	自己・委託

3. 処理計画(2).....処理形態が委託の場合に記入

業者名	発生地		積換・保業者	管業者		処分業者(中間処理または最終処分)		処分施設の現地確認方法
	都道府県 政令市名・許可番号	取扱う建設 廃棄物の種類		都道府県 政令市名・許可番号	取扱う建設 廃棄物の種類	業者名	都道府県 政令市名・許可番号	

上記については、下記項目を参照し記入すること。

産業廃棄物の種類	中間処理方法	最終処分方法	処分施設の現地確認方法	その他特記事項
①がれき類(コンクリート殻)	①排水	①埋め立て(安定型)	①現地確認写真	
②がれき類(アクリルカク)	②乾燥	②埋め立て(管理型)	②その他	
③がれき類(その他)	③焼却	③埋め立て(遊屑型)		
④ガラスくず、陶磁器くず	④破砕	④その他		
⑤腐り物ががれ類	⑤選別			
⑥金属くず	⑥その他			
⑦混合廃棄物(安定型のみ)				